

令和4年度 第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時：令和4年7月20日

開会 午前10時00分

○藤井スポーツ振興課係長 公私とも御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、司会を務めますスポーツ振興課の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。本日の資料として、会議次第、委員名簿、資料としまして、資料1、広陵町体育施設使用料の見直し（案）について、資料2、改正後の体育施設の使用料金【概要版】、資料3、今後のスケジュール、資料4、近隣自治体体育施設使用料金表、資料5、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例となります。資料の確認をお願いいたします。資料の過不足等はございませんでしょうか。不足がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。

2、委嘱状の交付、次第2番、委嘱状交付についてですが、前回第5回の開催時に池端局長より御説明させていただきましたが、町の重要な施策の議論を行っていたという事に鑑みまして、委員会の位置づけを要項による設置ではなく、地方自治法に定める法律や、法令に基づいて設置する附属機関の位置づけとなることから、3月議会へ「広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例」を上程し、御可決いただきました。

つきましては、改めて皆様に委嘱状を交付させていただきたいと存じます。

なお、今回条例制定に当たり、一般公募枠を設け、2名の公募がありましたので、合計10名の委員様となりました。

それでは、教育長から委嘱の伝達を行わせていただきます。本来でございましたら、

お一人、お一人に教育長からお渡しさせていただくところですが、時間の都合上、代表のお一人様だけお渡しいただきたいと思います。

教育長、前のほうにお願いいたします。

それでは、すみません。代表で辰巳様、お願いします。

○植村教育長 委嘱状、辰巳智則様。広陵町体育施設使用料適正化検討委員会委員を委嘱する。委嘱の期間、令和4年4月20日から条例案を町長に提出する日まで。令和4年4月20日、広陵町教育委員会教育長、植村佳央。どうかよろしくお願いします。

○藤井スポーツ振興課係長 ありがとうございます。なお、お渡しできなかった委員の皆様につきましては、大変失礼ではございますが、机の上に配付にて交付に代えさせていただきます。

それでは、名簿順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場で御起立の上、一言御挨拶を賜りたく存じます。

それでは、お名前のほうを読み上げさせていただきます。

○藤井スポーツ振興課係長 辰巳智則様。

○辰巳委員長 よろしくお願いします。

○藤井スポーツ振興課係長 辻正夫様。

○辻委員 よろしくお願いします。

○藤井スポーツ振興課係長 岡田誠治様。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いします。

○藤井スポーツ振興課係長 西井康浩様。

○西井委員 スポーツ推進やらせてもらっています西井でございます。よろしくお願いします。

○藤井スポーツ振興課係長 増田辰夫様。

○増田委員 おはようございます。広陵町スポーツ協会の増田でございます。よろ

しくお願ひします。

○藤井スポーツ振興課係長 田中祐子様。

○田中委員 利用者代表として・・・。

○藤井スポーツ振興課係長 中西昌美様。

○中西委員 おはようございます。中西昌美です。よろしくお願ひいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 吉岡千代美様。

○吉岡委員 吉岡です。よろしくお願ひいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 なお、都合により黒川様、太田様が御欠席されております。

続きまして3、教育長挨拶、それでは、次第3、教育長御挨拶、よろしくお願ひいたします。

○植村教育長 それでは、改めまして皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本当にありがとうございます。

ちょうど今日、今朝もえらい雨が降っていましたが、6月14日に近畿に梅雨入り宣言が出されて、6月28日には梅雨明け宣言、わずか2週間でしたけども、その後ずっと日照りが続いていたのですけども、ここ最近すごく雨が降っている状況で、まさに戻り梅雨というふうに言われています。

その中で新型コロナウイルス感染症も非常にまた増えてきています。ここ最近広陵町でも40人、50人というあたりの感染者が出ていまして、子供たちも含めてちょうど小中学校で昨日の段階で90名ほどの感染者が累計で出ています。ちょうど1週間ぐらいの間なのですけども、国のほうでも第7波に入ったというふうに言われていますけども、感染対策をまた徹底しながら日々の活動はそのまま進んでもらえたらいいのかなというふうな思いを持っております。

そんな中で、先ほども藤井係長のほうから話ありましたが、検討委員会も条例にということで3月の議会に上程をさせていただいて御可決をいただきました。その

関係で新たにこの第1回の検討委員会のほうを今日、かなり遅くなってしまったのです。本来は少なくとも6月にはしたかったのですが、ちょっといろいろな状況があって遅くなってしまいました。その中で、その2名の公募委員のほうをこちらのほうで公募させていただいて、中西さん、吉岡さん、お二人が公募委員としてこの委員会の委員に入ってくださいました。本当にありがとうございます。そういう中でトータル10人の委員でこの検討委員会のほうをさせていただきたいというふうに思っております。これまで昨年度ですね。5回の検討委員会をさせていただいて、ほぼ結果は出ている状況でございますので、その結果を含めて10人の委員の皆さんの中で再度いろいろと検討をしていただいた中で、この後今日の話の結果であとはもうパブリックコメントのほうをすぐにさせていただきたいと思っています。大体2週間ぐらいを予定しています。その結果を受けて8月8日に再度この検討委員会をさせていただいて、そのパブリックコメントでいただいたいろいろな御意見を反映した中で、最終的には9月の議会にその検討していただいたものを上程したいなど。そういう流れでいきたいと思っています。9月の議会で承認されましたら、あと半年間を1つの周知期間としまして、令和5年度の4月から改定した使用料で対応していきたいというふうに思っています。ただ、1年間は緩和措置ということで若干1,200円が800円で少し低額な形で対応していきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、そのあたりを取りあえず最終的な確認をしていただきながら御意見いただき、さらに新たなことを含めてそのパブリックコメントに載せていけたらなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○藤井スポーツ振興課係長 ありがとうございました。

次に、事務局を紹介させていただきます。

先ほど、御挨拶申し上げました教育長の植村でございます。

○植村教育長 植村でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○藤井スポーツ振興課係長 教育委員会教育振興部長の村井でございます。

○村井教育振興部長 失礼します。村井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○藤井スポーツ振興課係長 総合政策課課長の芝でございます。

○芝総合政策課課長 おはようございます。総合政策課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 総務課課長の島岡でございます。

○島岡総務課長 総務課長の島岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 スポーツ振興課課長の坪水でございます。

○坪水スポーツ振興課長 坪水です。よろしくお願ひいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 スポーツ振興課主任の青井でございます。

○青井スポーツ振興課主任 失礼いたします。スポーツ振興課の青井でございます。よろしくお願ひいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 最後になりますが、スポーツ振興課の藤井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、次第の4番、委員長と副委員長の選出をお願ひしたと存じます。選出につきましては、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○女性委員 事務局のほうの一任でいいかと思ひます。

○藤井スポーツ振興課係長 それでは、ただいま、事務局一任のお声がありましたので、事務局で委員長及び副委員長を推薦したいと思ひますが、いかがでしょうか。

●異議なし

○藤井スポーツ振興課係長 ありがとうございます。それでは、委員長に辰巳様、副委員長に辻様を推薦したいと思ひますが、辰巳様、辻様、お受けいただけますでしょうか。

それでは、委員皆様の拍手をもって御承認いただきたいと思ひます。

●拍手

○藤井スポーツ振興課係長 ありがとうございます。辰巳委員長様、辻副委員長様、お席の移動をお願いいたします。

●席移動

○藤井スポーツ振興課係長 それでは、辰巳委員長様から、委員長就任の御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○辰巳委員長 辰巳でございます。委員長を仰せつかりました。昨年ですね。5回の検討委員会を開きまして、今回は条例に基づく形でということで、新たになりますが、最後をしっかりと詰めていけるようにと思っております。一般で中西さんと吉岡さんですかね。いろいろ・・・また事務局のほうからも御説明あると思いますが、しっかりまた御確認いただきまして・・・思います。・・・よろしくをお願いいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 辰巳委員長様、ありがとうございました。

次に、辻副委員長様のほうから、副委員長様御就任の御挨拶を賜りたく存じます。よろしくをお願いいたします。

○辻副委員長 副委員長になりました辻です。昨年度もやらせていただきましたけど、町の正式な機関になりましたので、皆さん十分議論していただいてしっかりまとめていただけるようによろしくをお願いいたします。

○藤井スポーツ振興課係長 辻副委員長様、ありがとうございました。

それでは、次第の5、議事に入らせていただきます。以降の議事進行につきまして、辰巳委員長様のほうをお願いしたいと存じます。辰巳委員長様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○辰巳委員長 よろしくお願ひします。

まず、諮問を受ける形になるのですが、町のほうから諮問を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤井スポーツ振興課係長 ちょっと配付後また委員長のほうは前のほうに起こし

いただけたらと思います。すみません。

それでは、委員長、前のほうにお願いいたします。

○植村教育長 広陵町体育施設の使用料の見直しについて諮問、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例第2条の規定により、下記に掲げる事項について検討の上、答申いただきたく諮問いたします。1、諮問事項、(1) 体育施設の使用料の額に関する事。 (2) 体育施設の使用料の減額及び免除に関する事。 (3) 体育施設の使用料の適正化に関し、必要と認める事。以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○藤井スポーツ振興課係長 ありがとうございます。

○辰巳委員長 それでは、今、3件について諮問いただきました。これに関連し、事務局のほうから説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○坪水スポーツ振興課長 すみません。それでは、事務局より着座にて説明させていただきます。

議事の(2)になります。「広陵町体育施設使用料の見直し(案)について」資料1を御覧ください。

お目を通していただいていると思いますが、今まで5回の委員会で検討していただいたまとめとなっております。

2ページ、1、背景と目的ですが、簡単に説明させていただきます。体育館につきましては、中央体育館、東体育館、西、北、真美ヶ丘体育館が設置されており、中央体育館は大規模改修工事を実施済みですが、東、西、北体育館は築後もう40年以上が経過しており、大規模改修工事が未実施となっております。経年劣化が進んでいる箇所も見受けられる状況でございます。テニスコートは真美ヶ丘、西谷、健民と東コートの4コートが設置されております。

使用料ですが、体育館については平成15年以降約20年間近く、さらにテニスコートに至っては設置されて以来見直しが行われていないことから、使用料と維持管理

経費の乖離が大きく、現在の使用料では維持管理経費の運営ができないのが現状となっております。

光熱水費、管理委託費、また施設の修繕料が増加傾向にあり、老朽化による大規模改修など、必要とする経費は税金で賄うことになり、町民全体で負担することになります。このため、使用料の設置については使用する人とししない人との均等を考慮しつつ、負担の公平性を確保しなければならないため、施設の利用者に対して適正な使用料を設置する中で、負担を求めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、持続可能な財政運営を確保していくため、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を設置し、体育施設使用料の見直しを行っていただいているところでございます。令和3年度には8名の委員様で5回開催いたしました。令和4年度につきましては、広陵町の附属機関としてたぐいま第1回を10名の委員様で開催しているところでございます。

次に、3ページ、4ページは、対象施設の概要を掲載させていただいております。各体育館5つとテニスコートの概要が記載されております。

続きまして、4ページの下の使用料算定の基本方針ですが、施設などの維持管理経費に係る経費である使用料は、施設使用の対価として利用者からの使用料によりその一部を補っています。本町の場合、施設の維持管理など必要な経費の多くを町で負担しており、利用する人と利用しない人で不均衡が生じています。そこで、利用する人とししない人との負担の公平性を担保するため、利用者に適正な相応分の負担を求めるため、また理解と納得が得られるように使用料の根拠を明確にし、透明性を確保するため、5ページから7ページに原価計算の方法を掲載しております。

この原価に基づき、8ページ4、改定後の体育施設使用料になりました。その7市町による中和・西和広域連携による施設の共同利用が計画されております。資料の4の近隣自治体体育施設使用料金表を御覧ください。よろしいでしょうか。見ていただいても分かるように、他市町の使用料を比較しても、本町の使用料はかなり低い設

定となっております、どのクラブについても考慮する必要があります。

続いて、8ページから10ページまでをまとめたのが資料2、改定後の体育施設の使用料金（概要版）という形になります。その概要版の中身を細かく記載しているのが、この8ページから10ページまでとなっております。再確認ですが、中央体育館1時間につき改定前は200円、改定後1,200円、格技場、改定前無料、改定後500円、卓球室1時間1台につき改定前は無料、改定後は500円、選手控室は改定前も改定後も無料といたしております。会議室は現在は貸出しは休止しておりますが、改定前は無料で改定後は200円、トレーニング室1回、改定前、改定後とも100円が変わりはありません。東、西、北、真美ヶ丘体育館につきまして、アリーナにつきまして1時間につき改定前は100円、改定後は600円、真美ヶ丘体育館の会議室、改定前は無料、改定後は200円、和室、改定前は無料、改定後は150円となります。緩和措置といたしまして1年目、中央体育館は1,200円を800円に、その他のミニ体育館、西、東、北、真美につきましては600円を400円となります。また、減額に該当する団体につきましては緩和措置はなく、使用料1,200円の50%をお支払いしていただくようになります。減免対象といたしまして、65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体と身体障害者福祉法等の手帳の交付を受けている人により構成されている団体を減免対象に追加いたしました。テニスコートの使用料金は、現状のまま500円となります。

最後に、10ページ、11ページに今後の考慮すべき事項ですが、定期的な料金の見直し、町民への周知、施設管理・運営に努めてまいりたいということで、議事（2）の質疑を終わらせていただきます。

○辰巳委員長　　ありがとうございました。御説明に関しまして、ここまで何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○西井委員　　西井ですが、この今の資料は・・・多分4回目・・・あのときに第4回の終わりには言うたら悪いけどテニスコートの使用料・・・ということで、これ載

っている額がおかしいのかなと・・・テニスコートは十分な議論はされなかった・・・けど・・・テニスコートについては今回は・・・しない。体育館関係だけにしようって終わったと思っていたのですけど。テニスコートは議論していないと思っていたので、・・・言わせてもらいました。そやけど、新しくまた出た資料として・・・それが中西さんと吉岡さんの分かりやすいように載せられたんならそれ納得できるんですけども・・・

○辰巳委員長　事務局のほう、御説明いただけますでしょうか。

○男性事務局　失礼いたします。西井委員さん御指摘いただいた部分につきましては、事務局内のほうで確認をさせていただいている中なのですけども、実際はこの体育施設在り方ということで使用料の見直しについてということで、実際に皆さんの中でも議論をいただいたという結果でございます。その分について答申という形は実施はしない方向には至ったというのは確認はしているのですけども、実際過程として議論して、結果として実際改定を行わないというのも皆さんのほうに御周知して、それも皆さんの意見を確認させていただいて、テニスコートについてもやはり減額すべきである、現状のままである、値上げすべきであるというのを、そういうお話もちよっと意見もパブリックコメントとして募集してみてもどうかという結論に至りましたので、説明不足になりましたがこちらのほうにつきましては改めて住民の皆様に周知させていただいて、御意見を賜れるような形になりました。

以上でございます。

○西井委員　テニスコートは・・・維持費だけやったら利用料・・・500円もらっているということは逆に・・・テニスコート・・・意見・・・けど・・・500円に・・・体育館は維持費が絡むからやっぱり・・・しようと言ってお願い・・・テニスコートは安く済んでいるのに・・・これは・・・テニスコートはテニスコート・・・けど、それも町民・・・だから・・・そのところはどうすんねんという話はしてない。してないからしたような感じで出したらあかんのちゃうか

と・・・あのときに・・・テニスコートの改修も含めて考えていますよ・・・それはおかしいという・・・体育館は改修したりするのはもう・・・テニスコートの改修については利用者が負担せい・・・これはちょっとおかしいんじゃないかと。意味が違ふやろうと思うので、体育館は体育館だけでも今回・・・体育館に絞ってやっぱりちゃんと皆さんにお願いして、それがいろいろ分かってきたらテニスコートとか健民グラウンドとか、そっちのほうをちょっと考えていこうやというふうに・・・いうふうに言うとしたほうがええんじゃないかというので・・・テニスコートについては・・・今までどうしてたんって言われるところがあるので、そこのとことはもうちょっと慎重に・・・考えていかなあかんかな・・・

○植村教育長　　すみません。今、西井委員さんのほうから話ありました。まさに最終的なところはそこだったと私も意見を言わせていただいて、体育館はやっぱりいろいろな人たちが種目がいろいろあるので、ところがテニスコートについてはもう単一のもうテニスを愛好される方が利用されるということで、そこが違ふという部分もあったと思います。私は1つは新たに今後のお二人、中西さん、吉岡さん来ていただいて、その経緯だけは知っておいてもらう部分はあるのかなということでの資料だとは思っていたのですが、確かにあのとき最終的には体育使用料（体育館）ということの限定でいこうかという話になったかな。そういうだから、ことになったかなというふうに思っています。ただ、その後パブリックコメントにこの資料を載せるについては、ちょっとそこはもう一度確認をした中でその資料に載せていくべきなのかな。いわゆる委員さんが8人から10人になって、そういう中で再度確認をしていただいた中で今日もパブリックコメントに載せる資料としてそこを省いて体育館という、いわゆる体育使用料（体育館）というふうに限定していくのかどうか。そこも含めて議論していただいたらいいのかなというふうに思っておりましたので。申し訳ございません。ちょっとこっちも事務局とのちょっとそごがあったように・・・すみません。

○西井委員　　・・・僕らちょっともう何回も・・・来させてもらっているの

で・・・丁寧に・・・

○辰巳委員長　ありがとうございます。

○男性委員　すみません。ちょっと今の西井委員さんの件で、前回の資料を持っているのですが、詳細持っていないのであれなのですが、・・・軽減策であったり・・・テニスコートは適用対象外・・・今、話されたことと合致するのかなというように思う・・・ただし、これもテニスコートの使用料金についてと・・・500円の結論に・・・前回の・・・議論を重ねた結果、今回料金改定を行わないという・・・結論に達しました・・・これは同じ文章・・・しかし一方で対象外というところは・・・ぐらいで西井委員さんが言われたのがそういうことかなと・・・

○辰巳委員長　前回の・・・ぶっちゃけ言ったらそこから・・・方法なのかなと思います。・・・基本的には・・・それ以前に・・・そこで例えば施設・・・どの程度・・・確定した上で・・・それを・・・テニスコートのこれも・・・ただ、いろいろな・・・近隣のバランスであるとか、そういうこともあったりとかしていて、その辺のところ非常にきちんと議論をしないといけないなというふうなところで、前回これはちょっとそこは・・・状況だということを認めた上で、またやっぴいこうという・・・私もちょっと・・・ちょっとしっかりと・・・申し訳なかったのですけれども、そういうことで・・・テニスコートに関してはもう納得できるような形の・・・確か広域の考え方ですね。・・・近隣の自治体が示している・・・ある程度の納得いただけるようなものかと私は思うのですけども、ここもまた・・・しっかりとやっぴい行く。どうするかということをしつかりある程度・・・上で確定していくというようなことでよろしいでしょうかね。ただ、今回は・・・一般のところから来ていただいて、こういう状況であるということをお知りおきいただく・・・ぜひともそこを加味した上で御議論を・・・御意見いただいたらいいですけども、前の段階では特に・・・申し訳なかったのですけども、そういうことで・・・事務局はどうですかね。

○男性委員　前回、第6回を・・・西井さんがおっしゃるとおりでね。私も発言し

たのですが、もう今回テニスコートに関してはほとんど議論されていない・・・だから・・・もう外しましょうというふうに議論した・・・それが1つとね。議論していないから議論が熟していないので、熟していないことを答申するのはおかしいと思う。それが1つとね。全体の論理構成からいっても、テニスコート入れるときにそのおっしゃるような論議が合わないのです。体育館に関してはイニシャルコスト・・・なおかつランニングコストも町の負担、税金の負担になっている。だから利用者負担を考えましょうという流れですよ。で、ランニングコストを計算されている。テニスコートに関してはランニングコストそれが要らないので、500円は低いと書いてある。だから体育館だから上げましょう。でもテニスコートはランニングコスト低いので下げません。現状でいきますというのはちょっと論理構成合わない・・・そういうところでも非常に低くなるので・・・そういう意味でもちょっとテニスコートは・・・だから私、答申の前文のところに体育施設ってほかにも健民グラウンドとかもありますからね。ほかにもあるので、もう今回の答申に関しては利用者が多数いて、なおかつ老朽が著しい、体育館の使用料について本委員会で検討した・・・そういうふうにしたら・・・テニスコート・・・資料も文章も全部外したらいい。それほど検討していない。だからそういうふうにしたほうが論理構成も町民の方に提案する論理も2つあるのですよ。だからちょっとそこは前回はそういう趣旨で外しましょうという・・・ちょっと一回検討してください。

○坪水スポーツ振興課長　　はい。ありがとうございます。

○辰巳委員長　　ほかございませんか。今、意見ありましたけど、そういう形の方向が妥当かなと考えます。確かにその論理構成・・・2つ並べると・・・難しいんじゃないかなということで、これは今後議論をする余地ではあるというふうなことで、我々として課題として持っていることは大事・・・

○坪水スポーツ振興課長　　一応この資料につきましてはもうその旨で、テニスコートの部分については全部抜かせていただいて、今後の課題ではないですけど、テニス

コート、健民グラウンドについては今後の議論というか検討していくという形の何か一言だけでも載せておいたほうが・・・いいのかなと思いますので、そこら載せないほうがいいですかね。

○辰巳委員長　・・・まずその・・・みんなで使用するものに関して・・・こういう制約を・・・それが強いものについて今回まずやると・・・思います。

○坪水スポーツ振興課長　はい。分かりました。そういう形にさせていただきます。すみません。ありがとうございます。

○辰巳委員長　ほかに質問ございませんでしょうか。中西さん、吉岡さん、よろしいでしょうか。

○女性委員　よく分かりました。テニスコート、どういうことやろうって、初め西井さんが言われたときは訳が分からない・・・ですけども・・・

○辰巳委員長　よろしいでしょうか。

○植村教育長　申し訳ないです。もう1つ、昨日ちょっとうちの経営会議で町のほうでこの資料を出して話をさせていただいた中で、町長のおっしゃるのは結局この中でイニシャルコストも入っていますよね。ただ、イニシャルコストについてはもう実際は資料を簡潔にしようと思ったらイニシャルコストはもう下げてしまって、いわゆるランニングコストと一番言われているのがそのランニングコストがどれにかかっている、実際はいわゆる受益者負担・・・200円の負担、それから実際は1,500円かかっている。だからもう少しやりましょうというのと、もう1つは近隣の資料の4にありますように、近隣の規格ですよね。その辺が一番だから一般の方にとっては分かりやすいの違うかと。その2つを中心にパブリックコメントの中の資料として載せたほうが、一般的な方たちにとっては分かりやすいのではないかと・・・あくまでもその・・・出すもので、あまりここは一般の方は意識が当然ながら町の施設としては・・・状況あるのですが、これは・・・それよりも維持管理であるランニングコストをいわゆる他市町村との比較、それが一番いいのではないかなとはちょっと昨日

の話の中で出たのですけども、その辺はどうでしょうか。

○辰巳委員長　　そうですね。私も昨年度ですね。・・・結構その話をしたのですけれども、結局・・・いろいろな原価計算してやったところで、最終的には・・・それで確かに・・・要は・・・あと・・・やっぱり財源が無理なところは物すごく大きいですね。私からしたらね。大阪府と大きな違いですね。だから結構・・・腹を割ってやっていたところはあったと思うのですけど、その中でもう1つやっぱり政策であるとかね。あと・・・そこはやっぱり加味してやっていった上でこういう・・・せっかくというか、せっかくといいますかいい資料だと私も思っています。

○男性　　・・・

○辰巳委員長　　例えばそのランニングコスト・・・分かるような形で・・・というのは、どこまでがどうかというのは私もこれ計算・・・これはどっち・・・確かありましたね。地域によってはいろいろ・・・だからその範囲であるとかやっぱりその地域のことを実際・・・あると思うので、そこはやっぱり整理されたほうがいいかなと思いましたね。

○男性　　・・・それに対してそのランニングコストは・・・そういうことを訴えるために載せられたのかなというふうに思うのですけどね。だから、町長のランニングコストの負担は・・・ほかにね。イニシャルコストが・・・いうことさえもうなくて、要は町の施策としてそれをやるにはイニシャルコストはもう・・・含めて周知・・・含めて町の予算で、要は町民の税金でやるんだということが明確となれば・・・どっちのほうが・・・

○辰巳委員長　　もともとのその議論の最初にあったところがあまりにも料金を上げなかった・・・町としてはスポーツ関係の振興をどうしているかという姿勢というのが、例えば今回挙げたときに、あれ、こんなに・・・厳しくなっていると一方的にならないような形にしてもらうことが大事なのかなと。

○男性　　・・・

○辰巳委員長　　もちろん会議が必要であればその資料・・・だから・・・そういう資料として・・・

○男性事務局　　その辺・・・

○辰巳委員長　　・・・だから・・・そこでやっぱり

○男性事務局　　そうですね。必要最小限、住民の皆さん分かっていたいただけるような文言を最初に提示させていただいて、御質問があればそれに真摯に対応できるような形でこちらのほうも検討したいと思います。

○辰巳委員長　　・・・

○坪水スポーツ振興課長　　パブコメに出す分についてはもうちょっとこれ中身シンプルな形になるかなと思います。

○男性　　・・・

○男性　　これ、どういう形で・・・こういう形でホームページに載せはるんですか。

○男性事務局　　ちょっと今、御指摘いただいた部分をまた集約させていただきまして、また教育長のほうも確認させていただいた部分で・・・に公開をというふうに考えているところでございます。

○男性　　・・・こういうの学校ホームページで・・・

○男性事務局　　そうですね。その部分と概要版というのと、ホームページに載せさせていただく分と、各体育館と役場であったりさわやかホール、はしお元気村と10カ所なのですけども、意見箱という形で紙ベースで・・・もう意見書みたいな形で2種類置かせていただいて、閲覧いただいて御意見をいただくをいう形で明日から10カ所紙ベースでの受付とインターネットというのとファクスという形で。

○男性委員　　ということは、コメントは・・・形で。

○男性事務局　　そうですね。郵便で送る方とか、御持参いただく方、ファクシミリ、電子メール、インターネットというのと、閲覧場所に設置した意見箱という形で6種類というのかな。6通りの部分で住民の皆様から貴重な御意見をいただくという形で

予定しております。

○辰巳委員長　ありがとうございます。質問よろしいでしょうか。

○女性委員　すみません。その中に・・・

○男性事務局　そうですね。・・・均衡を図るために広陵町が示させていただく金額と他の市町村、広域化という話もありますので、見ていただいて比較いただいたらいい資料になるかなという部分で予定しております。

○女性委員　C市は無料なのですか。

○男性事務局　え・・・

○男性事務局　C市のここですね。

○女性委員　資料4のC市。

○男性事務局　そうですね。そのC市さんにつきましては、現在市民さんについては無料という形で実施されております。

○女性委員　そういう市町村がある中で、広陵町は・・・かなり高額・・・反発がかなり起きると思うのです。

○男性事務局　そうですね。その辺も実際は20年間見直しを行って来てなかったというところもありますし、物価の高騰、消費税の値上げ等ありまして、その部分でなぜかという、やっぱり今までしていなかった部分を新たに見直しをかけて適正な料金を住民の皆様から利用する人、しない人、うちのところでいうと経営者側という部分で3者それぞれの立場があると思うのですけども、それを御協議いただいて住民の皆様にも適正な値段である利用料金・・・負担をいただくという形で真摯に説明をさせていただいて御理解をいただいて、来年議会のほうで御可決いただいて4月1日施行という形で準備を進めているところでございます。

○女性委員　1,200円・・・ただ、上がり方がかなり・・・無料の市町村があるということで・・・

○男性事務局　そうですね。無料の自治体さんがあるのも正直把握しているところ

なので、やはり経費という部分で必要な部分というのが原価でいいますと1,500円かかってきている中で、このまま広陵町200円、100円とかいう部分で未来永劫するのかというと、少しやはり経営的な部分でいいますとやっぱり赤字の部分と、公共性の高いスポーツの施設であったり、交流の場である体育の位置づけというのも事務局のほうでももちろん把握している中で、どの辺で調整して一番いいところ、一番いい金額をいただくという部分になってくると、やはりもう適正な値段、原価が出ているので1,500円になってくると少し皆さんの御負担というのも増えることになりまして、200円と1,500円、利用しない人の立場でいうとこれはおかしいよねと。利用する方については安いほうがいいよねと。その辺うまく均衡を図るにはどの辺がいいのかな。事務局で勝手に決めるのではなく、委員の皆様それぞれの立場のほうで御協議いただいて、適正であるというのをこの委員会で決めていただくという形で、町としての設定値段1,200円が妥当であると。これも断腸の思いなのです。実際は安いほうがいいなというのはもちろんそうなのですが、利用する人、しない人、その辺のバランスも考えるとこの辺の金額というのが適当であるのかなという形で、事務局案として御提示を以前からしていただいて、皆さんに議論いただいているところでございます。

○辰巳委員長　　ありがとうございました。もし市町村によってやっぱりいろいろと財源も違いますし政策も違いますから、一様じゃないです。ただ、全国的な動きとしてはもう受益者負担・・・浸透してきていて、ある意味そこ今、しんどい中で我々やって・・・ありますけども、これも・・・ただ、次の世代にどういうふうにしてそれを残していくか・・・

○男性委員　　今、事務局からその・・・1,200円にしたという経緯・・・それがその一般利用者は8割ぐらいの利用・・・町の独自で活動する・・・例えば・・・そういうことが・・・ということで1,500円の8割掛けの1,200円・・・

○男性委員　　岡田委員の配付された資料・・・1,200円に・・・

○男性事務局 分かりました。

○男性委員 . . .

○男性事務局 ちょっと説明不足で、言葉足らずで申し訳ございませんでした。

○男性委員 体育館 . . . それから . . . やるときには、例えば文化祭やるときには . . . それと . . . 関係がどうなっているのかなと . . . 住民が . . .

○辰巳委員長 最終的な結論、細かいですけども、ただ、最終的な結論 . . . 1, 500円というのが受益者負担100% . . . そこから . . . 加味したときに . . .

○男性委員 ちょっとその辺の . . . 経緯がありましたので。

○辰巳委員長 1, 200円、100%ですね。受益者負担が300円、町負担かな . . .

○男性委員 . . .

○男性事務局 分かりました。ありがとうございました。

○辰巳委員長 で、そこから . . . ただ . . . そういうふうなことで . . . 方々に対する減免 . . .

○男性委員 1つだけその、要はそのスポーツ協会とそれから . . . 減額するというその理由なのですが、それは9ページの(5)のところに、 . . . 原則ですが、スポーツ振興や社会福祉のために減額をする . . . ただ、そのスポーツ振興のために減額をするのがスポーツ協会とそういう形のスポーツクラブであろうというのがこの文章からは読み取れますので、そこが . . . あとは . . . そういう . . .

○辰巳委員長 . . . あとは近隣自治体の . . . 均衡ということも加味して . . .

○女性委員 ちょっと . . . なのですがけれども、10ページの(7)の体育館の使用申請の受付期間の変更 . . . 利用者の立場からすると1カ月から3カ月に先延ばししてもあまりメリットは感じないところで . . . いただいたと思うのですが、今回の資料にキャンセル料の件に関して、例えば . . . いついつまでにキャンセルしたら . . . 何%という、何かしらのその高額な使用料が発生してくるので、キャンセ

ル料・・・予約して・・・一切返金しない。キャンセルは認められないということになると、少しまたそこも問題になってくる・・・3カ月前から受付できる形・・・取りあえずとっておこうという方がいらして、キャンセルをされる数日前まで仮押さえしておいて、金額がかかってくるようになってからキャンセル・・・また事務局のほうで・・・増えてしまうのかなというところも思ったりしております。・・・受付期間の変更に関しては現状でも問題はないかなと・・・

○辰巳委員長　・・・関連してですけども、前のところで抱き合わせにした形で示すのか。それか分けて。例えば結構・・・やってからいろいろなところ・・・これ今回そういうふうな形であとでいろいろなことが出てくるかと思うのですね。例えば受付の仕方をどうするかと・・・言ってくれましたし、そういうふうなところがまたこれから出てくるかなというふうな予測ですね。・・・今のところこれをどう出すのかということですね。・・・

○男性　・・・

○辰巳委員長　もちろん後で、項目の後で出てくるので、それが多分利用者の中でいろいろそういうふうな意見が出てくる・・・それをうまく形にしていく・・・それが・・・例えばその受付の仕方も・・・その辺の細かいところは多分これから・・・利用者の目線のところでどう動くかというのを見たほうがいいんじゃないの・・・いろいろと・・・

○男性　・・・中途半端に議論・・・耐性がないので・・・またこれは後で考える・・・事務局で・・・どういうふうにして・・・利用しやすい・・・負担なくいける・・・終わっていた感じがしていたので、だからもう・・・

○男性事務局　それではすみません。これはあくまでも参考なのですが、今、田中委員さんから御指摘いただいた部分のキャンセル料につきましては、・・・負担ということでもかなり負担になってきて、自己都合の部分でずっとずっとキャンセル料かかるまで置いておいて急にやめたというふうにならないように、きちんと例えば2週

間以内とか区切りをつけて2週間以内で申出があったら50%、70%という形で、大量に押しえておいてキャンセル、キャンセルと、本来使いたい方が使えないという形にならないような形のキャンセル料金というのも、今後事務局のほうで今確認はしているところなのですけども、その辺はきちんとまた条文に。

○男性　　そういうことを含めてね。申出の仕方も含めて、今回は止めておきましょうという意見・・・多分6回目か5回目でその話になったという記憶があるので。

○男性事務局　　こちらちょっと参考に、ちょっとすみません。お話させていただきます。

○男性　　・・・

○辰巳委員長　　ほかございませんでしょうか。

○男性　　1つ質問です。9ページの町主催のスポーツ教室から移行した団体というのが・・・これは具体的にどういう団体が・・・

○坪水スポーツ振興課長　　テニス教室でとかバレー教室でとか、そういうもともと昔から・・・体育館が開いていた教室ですね。そういう教室の方がそのままの流れでずっと無料で使ってこられている方については、もう今回からは有料とさせていただきますと。それでスポーツ協会の団体とは別の団体になりますので、教室で開催していた人らがそのまま使われているという方ということを知っておりますので。

○男性　　すみません。今のでちょっと。テニス教室に関してはもう大分前に・・・教室が移行してママさんチーム・・・その人たちがスタートはそれやけど、その後・・・体育協会のソフトテニス部・・・その人はもうスタートはスポーツ教室のままなんやけど、そのスポーツ教室でソフトテニスに親しんでもらって、じゃあ町の体育協会はソフトテニス部に入りましょうかというふうな人たちも多いです。だから、その辺は個別にやっぱりちょっと・・・そのままでスポーツ協会・・・個々で違うところがあるのでスタートはスポーツ協会の・・・それは取っかかりであって、そのスポーツに親しむきっかけであって、その後は・・・楽しんでやってきはって・・・や

っぱりその辺はその辺でやっぱり・・・ちょっと感じます。・・・多分個々に出てくる。だからいろいろなこれからお金払うときに個人的な意見でも賛成・反対が出てくるはずになってくるので、だからその辺はやっぱり・・・利用者の話聞いて・・・

○坪水スポーツ振興課長　　スポーツ協会のほうで各部の部長さんらにもどの団体が入っていて入っていないとかというのも多分あるはずなので、そこらも確認を最終していかへんと・・・教室の続きやから駄目ですよということはもうしない・・・

○辰巳委員長　　・・・ところがあって・・・

○男性　　例えば、その教室から例えばその協会員としての活動をしていく人もおれば、そうじゃない・・・ということですね。

○辰巳委員長　　・・・その教室とかみんなが集まった・・・組織されるのは今回のスポーツの形なので、そういうことで試合・・・しますし、そういうふうな方々もおれば・・・

ほかございませんでしょうか。これ、事務局のこれ2番と3番の議事はこれは。

○坪水スポーツ振興課長　　そうですね。多分3番もだから概要版は載せますので、その中でやっぱりその4番のテニスコートの使用料というのはもう省かせていただいて、それ以外のやつでこれを分かりやすいように一覧で載せるという形になります。説明先ほどさせてもらったやつとほぼ一緒ですので。

○辰巳委員長　　はい。分かりました。委員の皆さん、よろしいでしょうかね。結構いろいろ出たと思いますけども。

それでは、議事の4番目ですけども、今後のスケジュール、これについてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。事務局。

○坪水スポーツ振興課長　　すみません。今後のスケジュールということで、パブリックコメントについてなのですが、一応募集期間は明日7月21日から8月3日まで、広陵町のホームページに広陵町体育施設使用料の見直し（案）に関するパブリックコメントの実施に関する記事を記載させてもらおうと思っております。御意見の

提出方法なのですが、その下に書いておりますように、郵送だのファクシミリ・電子メール等と各会場10カ所に設置させていただこうと思っておりますので、その分で回収箱等に入れていただくか、そういう電子メール等で提出していただくという方法になっております。そのホームページを取りまとめいたしまして、先ほど最初のほうに教育長言ってはったのですけども、8月8日に第2回の広陵町体育施設使用料適正化検討委員会というのをちょっとすみませんが、議会等の関係でこちらのほうで委員長等と相談いたしまして、勝手に日にちのほうを決めさせていただいております。その前に7月25日なのですけども、議員懇談会にて料金改定の概要についてというので、先ほど検討していただいたこれをいろいろって簡素になったやつのを・・・また説明させていただくという形になっております。8日の日に適正化委員会の第2回を開催いたしまして、そのパブコメの集計を出させていただいて、それに伴ってまだこのままでいいのかどうかというのを検討していただくという形で第2回を開催させていただくこととなります。それを基に、日にちはまだちょっと決定しておりませんが、委員長及び副委員長より教育長へ答申という形、それとあとパブコメであるコメントいただいた方に回答していくという流れになっております。で、8月23日に全員協議会にて条例案について協議という形で、で、9月の議会へ料金改定(案)を上程するという形になります。そこで可決をいただきましたら来年の5年の4月1日より施行という形で行っていかうと思っております。

以上です。

○辰巳委員長　ありがとうございます。基本的には・・・8月8日、これは時間は・・・

○坪水スポーツ振興課長　昼から1時半からで、ちょっと会議室が各自空いていませんでリレーセンター、元のクリーンセンターですね。元のクリーンセンター、リレーセンターの大会議室に1時半からの開催であります。

○辰巳委員長　ありがとうございます。そこで意見等協議した上で、次どうするか

というのはまた後日・・・

○坪水スポーツ振興課長　　パブコメのやつをちょっと集計させてもらったやつのをこの8日までに・・・しまして、それでそれを資料といたしまして渡していただいて検討していただいて、今後これが変わるのかどうかということですね。概要版が。

○辰巳委員長　　ということは、コメントある程度検討していただいた形で資料・・・形なのですね。

○坪水スポーツ振興課長　　はい。8日には出させてもらおうと思っております。

○辰巳委員長　　ありがとうございます。こういうスケジュールでいきますが、よろしいですか。何か全体としての御質問ありましたら、ここで再度お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。なければこれで議事を終了したいと思います。

○坪水スポーツ振興課長　　そしたら、すみません。こちらのほうで事務連絡のほうだけさせていただきます。

○藤井スポーツ振興課係長　　それでは、すみません。ちょっと事務連絡のほうをさせていただきます。

まず、1点目でございます。委員の皆様への報酬のお支払いでございます。報酬につきましては、日額8,000円となっております。本委員会は半日開催ですので、1回4,000円のお支払いとなります。源泉徴収を行った上で、全会議終了後、一括にて御指定いただく口座のほうにお振込みのほうをさせていただく予定でございます。

2点目でございます。先ほど委員長におっしゃっていただいた分なのですが、第2回目の会議でございます。第2回目につきましては、8月8日、月曜日、午後1時半からリレーセンター、旧のクリーンセンターでございます。1時30分からリレーセンターの3階の大会議室にて開催させていただきますので、御出席のほうをどうぞよろしく願いいたします。後日改めて皆様のほうに郵送のほうで通知をさせていただく予定でございます。

あと、御指摘いただいた本日の会議の資料のほうにつきましては、早急に資料のほうを修正をさせていただきまして、皆様のほうに郵送等をさせていただいて、また御覧いただくという状況にさせていただこうと思っておりますので、またどうぞよろしく願います。

○辰巳委員長　その後で出しはるのですか。

○坪水スポーツ振興課長　どうしましょう。メールとか御存じのところは、その資料のこととかをメールとかでは送らせてはいただくことはできますし、あともう早々に作り替えたやつを、町内の方ですのでまた御自宅に掘り込まさせていただいて、明日の朝までに意見をいただいたらそれで皆様がオーケーになれば、その時点でゴーという形でもらうという形になると。一応作ったやつは皆さんに目を通してもらったほうがいいのかなと思っておりますので。

○男性　ちょっとそのほうが。

○男性　・・・

○坪水スポーツ振興課長　またでき次第届けさせてもらうなり、メールで送らせてもらう、何らかの形で早々に連絡させてもらいます。で、ちょっと御意見だけ早々にもらって、最終的に明日のお昼ぐらいから出させてもらう、パブコメに載せるという形で。だから、お昼までに、いや、まだここ抜けてないよとか、ここ言葉もうちょっと変えたほうがいいよというのがあれば。

○男性　意見があったらでいいですよね。

○坪水スポーツ振興課長　はい。

○男性　何も・・・

○坪水スポーツ振興課長　もうそのまま行かせていただきますので。

○男性　・・・

○坪水スポーツ振興課長　あと言葉とちょっともう一回見ていただいてという形で。また早々に作って早目には渡させていただくようにいたしますので、よろしく願います。

します。

○辰巳委員長　ありがとうございます。それでは、第1回のこの会議は終わらせてもらいます。どうもお疲れさまでした。

○坪水スポーツ振興課長　ありがとうございました。

閉会